

臨時開催決定 熱中症安全衛生教育のご案内

労働安全衛生法第59条1項、2項、労働安全衛生規則第35条に基づく教育

猛暑に伴い急増している「熱中症関連」での労働災害は深刻な問題となっています。こうした事態を受け、2025年6月1日より企業における熱中症対策が罰則付きで義務化になりました。

※「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業
この機会に是非ご受講をお考えください。

※罰則は6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

【義務付けられる熱中症対策内容】

講習概要

【熱中症予防作業対象】

高温多湿場所で作業される方

- 受講料／7,000円（テキスト代、税込）
- 2時間（午前開催）
- 定員／各20名 ●ネット又は電話でお申込み下さい。定員になり次第締め切らせて頂きます

【熱中症対策管理者対象】

高温多湿場所作業の指導・管理

- 受講料／10,000円（テキスト代、税込）
- 3.5時間（午後開催）

開催日 令和7年8月1日（金）

場 所 キャタピラー教習所(株) 新潟教習センター



熱中症予防を!



新潟労働局長登録教習機関

新潟教習センター

COT キャタピラー教習所
CATERPILLAR OPERATOR TRAINING LTD.

〒950-1195

新潟県新潟市西区山田2307-108
【お問い合わせ先】

T E L:025-232-7611

F A X:025-232-7612